

独立行政法人農業者年金基金 平成25年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書												
第1 中期目標の期間 基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。															
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置												
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等												
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、少なくとも対前年度比で3%削減します。 また、事業費（業務委託費）については、少なくとも対前年度比1%削減します。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行います。	(1) 一般管理費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3.1%削減とし、実績で9.5%の削減となった。 (単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24予算</th> <th>H25予算</th> <th>削減率</th> <th>H25実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>688,311</td> <td>666,991</td> <td>△ 3.1</td> <td>623,155</td> <td>△ 9.5</td> </tr> </tbody> </table>		H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率	一般管理費	688,311	666,991	△ 3.1	623,155	△ 9.5
	H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率										
一般管理費	688,311	666,991	△ 3.1	623,155	△ 9.5										
人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費の削減等 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。	(2) 人件費の削減等 人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応します。	(1) 事業費の抑制 事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で6.1%減とし、その範囲内で委託業務の効果的な推進を行い、実績で8.8%の削減となった。 (単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24予算</th> <th>H25予算</th> <th>削減率</th> <th>H25実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>2,031,819</td> <td>1,908,828</td> <td>△ 6.1</td> <td>1,853,337</td> <td>△ 8.8</td> </tr> </tbody> </table>		H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率	事業費	2,031,819	1,908,828	△ 6.1	1,853,337	△ 8.8
	H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率										
事業費	2,031,819	1,908,828	△ 6.1	1,853,337	△ 8.8										
(2) 給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。	(3) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の見直しを行うなど、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）について、中期目標期間において、毎年度、100を上回ることがないよう措置する。 また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。	(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、必要に応じて給与規程の見直しを行うなど、平成25年度の対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）について100を上回らないものとします。 また、給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。	(2) 人件費の削減等 人件費の削減については、国に準じ、退職手当支給水準の引下げ、55歳超職員の昇給抑制等の取組を行い、適切に対応した。												
			(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正化については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国と同様の内容で措置を講じた（実施期間：平成24年4月～平成26年3月）。 また、55歳を超える職員の昇給について、国と同様の内容で平成26年1月1日の昇給から抑制措置を講じた。 上記及びこれまでの取組を進めた結果、平成25年度の対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は100を上回らなかった。 （参考）対国家公務員地域・学歴別指数 平成25年度 97.3 平成24年度 97.9 なお、給与水準の適正化の取組の進捗状況等については、6月末にホームページで公表した。												

<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。</p> <p>また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。</p> <p>また、一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>① 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次によりその適正化を推進します。</p> <p>① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。</p> <p>③ 契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。</p> <p>また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>④ 一般競争入札等に付すことが適当でないと認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>ア) 基金が策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ) 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。</p> <p>① 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を行った上で、契約を実施した。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」(平成21年8月21日付け)に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。</p> <p>また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。</p> <p>③ 契約審査委員会を9回実施し、延べ26案件の入札・契約の適正性の審査を行った。</p> <p>また、監事監査においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、「随意契約等見直し計画」の達成状況、独立行政法人農業者年金基金契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。</p> <p>④ 次のとおり、随意契約の適正化の推進に取り組んだ。</p> <p>ア) 「随意契約等見直し計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて公表した。</p> <p>なお、平成25年度における競争性のない随意契約は、8件、234,375千円であり、「随意契約等見直し計画」で掲げる目標(11件、287,120千円)の範囲内となっている。</p> <p>イ) 3月28日に第5回契約監視委員会を開催し、外部委員より平成25年度契約の点検等を受けたが、指摘事項はなかった。</p> <p>また、点検結果をホームページで公表した。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p>	<p>2 業務運営の効率化</p>	<p>2 業務運営の効率化</p>	<p>2 業務運営の効率化</p>
<p>事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。</p>	<p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進(アクセス件数の増加)等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、平成26年度当初から運用開始する農業者年金記録管理システムに併せて、届出書等の見直しを行い、事務書類の簡素化を図ります。</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図るため、電子情報提供システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようにします。</p>	<p>(1) 事務書類の簡素化 旧システムは、被保険者、受給権者、新制度、旧制度それぞれマスタが分かれており、それぞれのマスタに氏名、住所等の属性項目が収録されていたため、変更等を行う際の届出書もそれぞれに分かれていた。</p> <p>新システムでは、本人マスタ(氏名・住所等の属性項目を保有するマスタ)を追加したことにより、届出書の見直しを行い簡素化を図った(14様式→4様式)。</p> <p>○住所・氏名等の変更 6様式→1様式 ○死亡届等 4様式→1様式 ○被保険者資格 2様式→1様式 ○加入期間等証明 2様式→1様式</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣して、電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。</p> <p>また、農業者年金記録管理システム(新システム)の供用開始前に県団体担当者に対してシステム活用方法説明者養成研修を開催し県団体の担当者の理解及び管内市町村団体担当者への利用促進に努めた。</p> <p>アクセス件数は、平成25年度は984千件となり、平成24年度の937千件に対し47千件増加(前年比5%増加)し、前年度を上回った。</p>

<p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。 また、システムの開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上を推進するため、農業者年金記録管理システムの開発を完了します。 また、システム開発に当たっては、迅速性及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機能の向上を図ります。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 整備の検討及び開発については、平成23年度に策定した被保険者等のサービスの向上、事務処理の迅速化、効率化の一層の推進に向け、同年度に着手し、平成26年2月末に供用開始した。 また、新システムにより届出書処理期間の短縮（標準処理期間資格関係 60日から30日等）、受託機関における帳簿類の削減（システム利用受託機関はシステムにより確認・印刷できるようにした。）、過誤の防止（支払保留解除漏れを防止するため支払保留を解除しなければ支給停止処理ができない仕組みとした等）を図るとともに、現況届の再発行機能、農業者年金保険料納付額の印刷機能等を追加し、事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上を図った。</p>																													
<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>3 組織運営の合理化</p>																													
<p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦売渡による貸付金債権の減少、業務受託機関に対する考査指導の拡充・強化等を踏まえ、中期目標の期間中における法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に必要な組織の整備及び常勤職員数の削減を実施する。</p>	<p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して2名の職員を削減し、常勤職員数を、中期目標期初の75人から平成28年度までに74人とする。</p>	<p>(1) 考査指導部門について、担当職員を1名増員し体制を強化します。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を合理化して1名の職員を削減し、常勤職員数については、中期目標期初75人を上回らないものとします。</p>	<p>(1) 組織の整備及び常勤職員の配置の適正化 考査指導部門については担当職員を1名増員し、また、年金業務部門については担当職員を1名減員した。常勤職員数は中期目標期初75人を上回っていない。</p>																													
<p>(2) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価の実施を徹底し、その者の勤務成績に反映させる。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定（5段階）及び勤勉手当（賞与）の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させ決定します。</p>	<p>(2) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。 また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。</p>																													
<p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p>	<p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p>	<p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p>	<p>4 委託業務の効率的・効果的实施</p>																													
<p>業務受託機関に対する業務委託費については、平成25年度から全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、委託業務の効率化・効果的实施に取り組む。</p> <p>(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大</p> <p>① 加入推進活動に係る業務委託費については、第3の3(1)に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な（一律定額の）配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。</p> <p>② 新規加入者割手数料については、20歳から39歳までの者が加入した場合とそれ以外の者が加入し</p>	<p>(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その活動状況を把握する。</p>	<p>(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。</p>	<p>(1) 実績報告書による活動状況の把握 業務受託機関から提出された実績報告書の内容について、その実施状況の把握のための集計を行った。 その結果、市町村段階の業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）における加入推進活動として、1機関当たり、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会を1.8回、2.5回、加入対象者への説明会を年間1.0回、1.3回開催し、年間11.2、14.9人が戸別訪問を行い、年間延べ66.4人、93.5人の加入対象者に働きかけを行っていることが確認できた。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1499 2220 1801"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成24年度の制度普及・加入推進活動</th> <th colspan="2">農業委員会</th> <th colspan="2">農業協同組合</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>1機関</th> <th>計</th> <th>1機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 加入推進対策会議及び研修会の開催</td> <td>3,006回</td> <td>1.8</td> <td>1,757回</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>b 加入対象者への説明会の開催</td> <td>1,684回</td> <td>1.0</td> <td>920回</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>c 戸別訪問を行った加入推進者の人数</td> <td>18,630人</td> <td>11.2</td> <td>10,406人</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数</td> <td>110,080人</td> <td>66.4</td> <td>65,172人</td> <td>93.5</td> </tr> </tbody> </table>	平成24年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合		計	1機関	計	1機関	a 加入推進対策会議及び研修会の開催	3,006回	1.8	1,757回	2.5	b 加入対象者への説明会の開催	1,684回	1.0	920回	1.3	c 戸別訪問を行った加入推進者の人数	18,630人	11.2	10,406人	14.9	d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数	110,080人	66.4	65,172人	93.5
平成24年度の制度普及・加入推進活動	農業委員会		農業協同組合																													
	計	1機関	計	1機関																												
a 加入推進対策会議及び研修会の開催	3,006回	1.8	1,757回	2.5																												
b 加入対象者への説明会の開催	1,684回	1.0	920回	1.3																												
c 戸別訪問を行った加入推進者の人数	18,630人	11.2	10,406人	14.9																												
d 加入を働きかけた加入対象者延べ人数	110,080人	66.4	65,172人	93.5																												

た場合とで格差を設定する。																															
	<p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費については、第2の3(1)に掲げる目標の達成に向け、平成25年度から、固定的な配分方法を見直し、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法を導入する。 また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入した場合とで格差を設定する。</p>	<p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し 加入推進活動を活発化させるため、市町村の業務委託費のうち、「活性化組織割手数料」について、固定的な配分方法を見直し、新規加入者数の実績を反映した配分方法を導入します。 また、市町村段階の業務受託機関の業務委託費のうち「新規加入者数割手数料」について、20歳から39歳の者の加入推進にインセンティブが働くよう、20歳から39歳の新規加入者を確保した場合と、その他の新規加入者を確保した場合とで格差を設定します。</p>	<p>(2) 加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し ① 活性化組織割手数料(市区町村(農業委員会)) 活性化組織割手数料については、従来の1組織当たり一律7.2万円の配分方法を見直し、基本額(4万円)プラス前年度の新規加入者数の実績に応じて加算(新規加入者1人当たり1万円)する等の配分方法とした。 ② 新規加入者数割手数料(市区町村(農業委員会)・農業協同組合) 20～39歳の者の加入推進にインセンティブが働くよう、前年度の新規加入者数に応じた配分単価を平成25年度から、39歳以下の場合は52,000円、それ以外の場合は47,000円の配分へ見直した。</p>																												
<p>(2) 業務委託費の配分基準の統一化等 業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 業務受託機関の業務実態等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している配分方法について統一化や配分基準の細分化を図るなど、業務受託機関の業務量を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 業務委託費における人件費の積算単価として用いている地方公務員の平均給与月額について、直近の平成23年度の平均給与月額を基に算出した時間単価を用いるよう見直します。 また、市町村段階の業務受託機関の業務委託費のうち「基本業務手数料」については、同一の基準とし、業務受託機関の業務量を反映した配分となるよう配分ランクを3ランクから6ランクに細分化します。</p>	<p>(3) 業務実態等を踏まえた配分基準の適正化 配分額の積算単価について、これまでの平成19年度地方公務員平均給与月額から直近である平成23年度のものへ見直した結果、1時間当たりの金額が2,016円から1,929円となった。 また、「基本業務手数料」について、これまでの3ランクから6ランクに細分化するとともに、配分額も農業委員会・農業協同組合ともに同一基準とした。</p> <p>見直し前：市区町村(農業委員会)</p> <table border="1" data-bbox="1528 987 2116 1052"> <tr> <td>被保険者数等</td> <td>1～99人</td> <td>100～499人</td> <td>500人～</td> </tr> <tr> <td>配分額</td> <td>60,000円</td> <td>75,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> </table> <p>見直し前：農業協同組合</p> <table border="1" data-bbox="1528 1108 2116 1173"> <tr> <td>被保険者数等</td> <td>1～199人</td> <td>200～999人</td> <td>1,000人～</td> </tr> <tr> <td>配分額</td> <td>120,000円</td> <td>150,000円</td> <td>180,000円</td> </tr> </table> <p>見直し後：市区町村(農業委員会)・農業協同組合 ※同一</p> <table border="1" data-bbox="1528 1230 2196 1295"> <tr> <td>1～199人</td> <td>200～399</td> <td>400～599</td> <td>600～799</td> <td>800～999</td> <td>1,000～</td> </tr> <tr> <td>65,000円</td> <td>80,000</td> <td>100,000</td> <td>120,000</td> <td>140,000</td> <td>160,000</td> </tr> </table>	被保険者数等	1～99人	100～499人	500人～	配分額	60,000円	75,000円	90,000円	被保険者数等	1～199人	200～999人	1,000人～	配分額	120,000円	150,000円	180,000円	1～199人	200～399	400～599	600～799	800～999	1,000～	65,000円	80,000	100,000	120,000	140,000	160,000
被保険者数等	1～99人	100～499人	500人～																												
配分額	60,000円	75,000円	90,000円																												
被保険者数等	1～199人	200～999人	1,000人～																												
配分額	120,000円	150,000円	180,000円																												
1～199人	200～399	400～599	600～799	800～999	1,000～																										
65,000円	80,000	100,000	120,000	140,000	160,000																										
5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等																												
<p>職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、国民年金、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用等に携わる職員については、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。その際、必要に応じて、民間等の機関が主催する研修に参加させます。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員の業務運営能力の向上 ① 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。 5月から7月にかけて、基金業務に関連する基本的事項を内容とする拡充研修を実施した。 ② 専門分野研修(参加者延べ169名) 11月から12月にかけて資産運用の専門家を講師として資金運用に関する専門研修を4回実施した。 ③ 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加 新たに年金資産の運用に携わることとなった職員について、7月から10月の間に2名、9月から12月の間に1名、11月から2月の間に1名について、国債投資に関する民間機関の通信教育を計4名受講させた。 ④ その他 ○情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、5月に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名受講させ、1月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議に2名参加させた。 ○法人文書管理に携わる職員について、公文書管理研修を11月に1名、2月に1名の計2名受講させた。1月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議に1名参加させた。また、文書管理者となる職員について、3月に公文書管理に関する研修を20名受講させた。(内部研修)</p>																												

			<p>○行政管理・評価業務に携わる職員について、2月に評価・監査中央セミナーを2名受講させた。</p> <p>○給与事務に携わる職員について、11月に給与実務研修及び年末調整セミナーをそれぞれ1名、計2名受講させた。</p> <p>○防火・防災管理者となる職員について、7月に防火・防災管理新規講習を1名受講させた。</p>
	<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等については、都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役員等の派遣を行う。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 年度当初に実務担当者会議を実施し、「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と業務受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の業務受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう年度当初に新任担当者研修会を実施します。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期の課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合） 都道府県段階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村段階における業務受託機関を対象として実務担当者及び新任担当者研修会を実施するよう指導するとともに、必要に応じて基金役員等の派遣を行います。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者の業務運営能力の向上</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会） ア 4月に都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象とした会議を開催し、第3期中期目標・中期計画、平成25年度計画について周知した。 また、平成25年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。 イ 5月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象に新任担当者研修会を開催し、農業者年金の仕組みと現状のほか、業務委託関係、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。 ウ 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び総合指導員を対象としたブロック別会議を開催し、上半期の新規加入実績、アンケート結果、前年度の実績報告の分析を踏まえた課題を共有し、今後の取組について意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況等を説明した。 1月に都道府県業務受託機関のブロック代表道県の幹事等による業務連絡協議会・幹事会を開催し、平成26年度に向けた取組方針案、業務委託費等の見直し案について意見交換を行うとともに農業者年金記録管理システム導入に伴う事務処理の改善等について説明を行い、各ブロック内業務受託機関への周知を要請した。</p> <p>② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合） 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、5月に実施した新任担当者研修会及び10月から11月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に以下のとおり基金の役員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣依頼件数 94件 ・派遣件数 94件 ・派遣人数 115名
6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化
(1) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、基金における内部統制を体系的に定めた、内部統制の基本方針を制定する。	(1) 平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」（以下「内部統制基本方針」という。）を策定する。	(1) 平成25年度当初に、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」（以下「内部統制基本方針」という。）を策定し、内部統制の充実・強化に取り組みます。	(1) 内部統制基本方針の策定 平成24年度において内部統制に関する仕組みと体制の検討を行い、25年4月1日に内部統制基本方針を策定し、同方針に基づき経営管理会議を設置して、以下の内部統制の充実・強化に取り組んだ。
	(2) 理事長は、内部統制基本方針に基	(2) 内部統制基本方針に基づき、理事	(2) 経営管理会議等による内部統制の充実・強化

	<p>づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>長は、役職員の行動指針となる「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を定め、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を指示し、その周知・徹底を図ります。また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成24年度計画及び第2期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行います。</p>	<p>役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組む等を内容とする「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を理事長が役職員に示し、毎月の役員部課長会等で、同取組方針に従って業務に取り組むよう指示し、周知・徹底を図った。</p> <p>また、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成24年度計画及び第2期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリングを行った。</p>
<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制（リスク管理委員会）を整備する。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、内部監査について、以下のとおり取り組む。</p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p> <p>② リスク管理の徹底 平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。</p> <p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行うとともに、コンプライアンス研修を実施します。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p> <p>② リスク管理の徹底 平成25年度当初に、リスク管理に関する規程を整備しリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p> <p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づくコンプライアンスの推進等</p> <p>① コンプライアンスの推進 役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を12月、3月の2回（「情報セキュリティ研修」及び「公文書管理に関する研修」）実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。 また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p> <p>② リスク管理の徹底 4月1日に「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」を制定し、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置した。 同委員会の会合は、上半期（9月）と下半期（3月）に開催し、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けをした上で、リスク管理マニュアル等の作成等を行い、リスク管理を徹底した。</p> <p>③ 内部監査の実施 内部監査については、「独立行政法人農業者年金基金内部監査規程」（平成22年9月2日付け）に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。 内部監査結果を「平成25年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況及び平成24年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成26年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成24年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成26年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。 また、運営評議会の委員の意見を踏まえ、以下の事項を含め、業務運営に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若い農業者、女性農業者への一層の制度普及のため、全国的な青年農業者組織や女性農業者組織のリーダーに広域推進協力員に就任いただき、広報PRに協力をいただく仕組みを作った。 青年就農給付金受給者の把握と適切な制度周知を行うよう、受託機関との協議を経て、平成26年度に向けた加入推進取組方針に明記することとした。

	また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県受託機関向け業務委託費の実績報告について、受託機関との協議を経て、報告様式のなかに新規就農者向けの制度説明等の実績の項目を追加することとした。
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対するの審査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度（業務受託機関の約1割）の業務受託機関に対し計画的に実施する。</p> <p>また、審査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>さらに、審査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの審査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>① 毎年度240程度の業務受託機関に対し審査指導を計画的に実施する。また、審査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図る。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの審査指導については、審査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>① 審査指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに審査指導を行います。</p> <p>② 前年度の審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明するほか、研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果の浸透を図ります。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に係る審査指導について、6月に平成25年度審査指導実施計画を策定し、7月から12月にかけて32都道府県において292の業務受託機関に対し審査指導を行った。</p> <p>また、前年度の審査指導の結果等について、4月に実施された都道府県担当者会議及び審査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県担当者に対し各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。</p>
<p>(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。</p> <p>① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p> <p>② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策</p> <p>① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」について、政府機関統一基準群等を参考に見直しを行います。また、同規程に基づく取組状況について確認を行います。</p> <p>② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。</p> <p>また、農林水産省への報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>	<p>(6) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」及び同細則について政府機関統一基準群等を参考にドメイン名の制限及び情報の格付と取扱制限等の見直しを3月31日付けで行った。</p> <p>見直し事項等の改正内容については、平成26年4月に基金全職員を対象に説明会を開催しているところ。</p> <p>② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応した。また、その対応状況等を報告した。</p> <p>農林水産省への報告体制については、企画調整室を窓口として農業者年金担当課へ連絡する体制を整えている。</p> <p>なお、平成25年度はシステム関係の事故・障害等は発生していない。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>
<p>(1) 年金給付業務の適切な執行等</p> <p>被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう</p>	<p>農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 被保険者資格の適正な管理</p> <p>適切な年金給付を行うため、農業</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理</p> <p>農業者年金被保険者資格記録と国</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理</p> <p>農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、5月及び11月に両記録の突合を実施した。</p> <p>その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。</p>

<p>適切な年金給付を行う。</p>	<p>者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。 また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p>	<p>また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成24年11月の不整合者1,420人が6ヵ月経過後、772人減の648人に、平成25年5月の不整合者1,663人が6ヵ月経過後、999人減の664人となり、2回の突合による不整合者の減少率は57.4%となった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>区分</th> <th>24年11月</th> <th>25年5月</th> <th>25年11月</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>84,541</td> <td>83,405</td> <td>(82,085)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>不整合者数</td> <td>1,420</td> <td>1,663</td> <td>(1,423)</td> <td>3,083</td> </tr> <tr> <td>うち6ヵ月後不整合者数</td> <td>—</td> <td>648</td> <td>664</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td>—</td> <td>772</td> <td>999</td> <td>1,771</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>—</td> <td>54.3</td> <td>60.1</td> <td>57.4</td> </tr> </table> <p>注) 25年11月の不整合者1,423人の突合結果は26年5月となる。</p>	区分	24年11月	25年5月	25年11月	計	対象者数	84,541	83,405	(82,085)	—	不整合者数	1,420	1,663	(1,423)	3,083	うち6ヵ月後不整合者数	—	648	664	1,312	減少数	—	772	999	1,771	減少率	—	54.3	60.1	57.4
区分	24年11月	25年5月	25年11月	計																													
対象者数	84,541	83,405	(82,085)	—																													
不整合者数	1,420	1,663	(1,423)	3,083																													
うち6ヵ月後不整合者数	—	648	664	1,312																													
減少数	—	772	999	1,771																													
減少率	—	54.3	60.1	57.4																													
	<p>(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p>(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待期者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p style="text-align: center;">(勧奨状送付実績) (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>送付月</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> <tr> <td>発送対象者</td> <td>296</td> <td>314</td> <td>388</td> <td>380</td> <td>397</td> <td>418</td> <td>617</td> <td>489</td> <td>472</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>送付月</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>発送対象者</td> <td>364</td> <td>377</td> <td>307</td> <td>4,819</td> </tr> </table> <p>※65歳以上の未済裁定者には、年1回7月に働きかけを行っている。</p> <p>働きかけから3ヶ月経過後に新制度の待期者で65歳の誕生日を迎え、裁定請求書を提出することとなった4～11月の送付者3,299人のうち、裁定した者は2,963人となり、働きかけの送付者に対する裁定割合は89.8%であった。</p>	送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	発送対象者	296	314	388	380	397	418	617	489	472	送付月	1	2	3	計	発送対象者	364	377	307	4,819
送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12																								
発送対象者	296	314	388	380	397	418	617	489	472																								
送付月	1	2	3	計																													
発送対象者	364	377	307	4,819																													
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行うとともに、申出書等の処理状況の調査を毎年2回(8月及び2月)行い、その結果を翌月(9月及び3月)に公表します。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように努めます。</p>	<p>(3) ①申出書等の迅速な処理 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内の処理割合は、8月処理分が98.02%、2月処理分が98.60%で、調査2回の平均期間内処理割合は98.35%であった。 また、この結果を翌月(9月及び3月)に基金ホームページで公表した。</p> <p style="text-align: center;">(処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> <tr> <td>25年8月</td> <td>2,173</td> <td>2,130</td> <td>98.02</td> </tr> <tr> <td>26年2月</td> <td>2,922</td> <td>2,881</td> <td>98.60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,095</td> <td>5,011</td> <td>98.35</td> </tr> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	25年8月	2,173	2,130	98.02	26年2月	2,922	2,881	98.60	計	5,095	5,011	98.35														
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																														
25年8月	2,173	2,130	98.02																														
26年2月	2,922	2,881	98.60																														
計	5,095	5,011	98.35																														
<p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度からの新たな農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であつ</p>	<p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行う。</p>	<p>② 申出書等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては60日とする見直しを行うとともに、標準処理期間内であっても各申出書等はできるだけ迅速な処理を行います。</p>	<p>②、③標準処理期間の短縮化等 ② 標準処理期間の短縮化 以下のとおり標準処理期間の見直しを行った。 ・加入申出書 60日以内 → 30日以内 ・年金裁定請求書 90日以内 → 60日以内 ③ 返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数は953件で、返戻率7.7%となり、前回の中期計画5ヶ年の平均値7.9%を下回った。</p>																														

<p>でも各申出書等はできるだけ速やかに処理する。 また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p>	<p>③ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。</p> <p>(参考：標準処理期間) 平成25年度 ・加入申出書 60日以内 ・年金裁定請求書 90日以内</p> <p>平成26年度以降（新システム運用開始後） ・加入申出書 30日以内 ・年金裁定請求書 60日以内</p>	<p>③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ年の平均）より下げます。</p>	<p>裁定請求書の返戻状況（単位：件、%）</p> <table border="1" data-bbox="1635 233 2110 296"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>12,441</td> <td>953</td> <td>7.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○前回の中期計画5ヶ年の平均＝7.9% 裁定請求書の返戻状況（単位：件、%）</p> <table border="1" data-bbox="1635 386 2110 596"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>5,957</td> <td>661</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6,072</td> <td>424</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4,212</td> <td>320</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>8,189</td> <td>523</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>10,968</td> <td>864</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,398</td> <td>2,792</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	H25	12,441	953	7.7	年度	受付件数	返戻件数	返戻率	H20	5,957	661	11.1	H21	6,072	424	7.0	H22	4,212	320	7.6	H23	8,189	523	6.4	H24	10,968	864	7.9	計	35,398	2,792	7.9
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																				
H25	12,441	953	7.7																																				
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																																				
H20	5,957	661	11.1																																				
H21	6,072	424	7.0																																				
H22	4,212	320	7.6																																				
H23	8,189	523	6.4																																				
H24	10,968	864	7.9																																				
計	35,398	2,792	7.9																																				

2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

<p>(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 (2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。 (3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に行います。 (2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。 (3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>(1) ～ (3) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づく管理・運用及び資金運用委員会による評価・分析等</p> <p>(1) 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり安全かつ効率的な運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。</p> <p>② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会を6月12日に開催し、平成24年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p> <p>(3) 政策アセットミクスについては、6月12日の資金運用委員会における検討を踏まえ、見直す必要はないとした。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。 また、加入者に対し、6月末日までに平成24年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>(4) 運用成績等の公表及び加入者への通知 平成24年度、平成25年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ6月26日、8月19日、11月13日及び2月4日にホームページで公表した。 また、加入者に対して、その者に係る平成24年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(5) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表します。</p>	<p>(5) 運用受託機関名及び資金運用委員会の委員名簿等の公表 外部運用を委託する運用受託機関名を平成24年度の運用成績等の公表に併せ、6月26日にホームページで公表した。 また、資金運用委員会の委員名簿、設置内規及び6月12日に開催した資金運用委員会の議事内容について、8月30日にホームページで公表した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

<p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後</p>	<p>(1) 加入推進目標の設定</p>	<p>(1) 平成25年度に達成すべき加入推進</p>	<p>(1) 平成25年度に達成すべき加入推進目標の設定</p>
----------------------------	----------------------	-----------------------------	----------------------------------

<p>生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)</p>	<p>農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、中期目標期間中に現在の13%から20%に拡大することを加入推進の目標とする。</p> <p>加入推進の目標を着実に達成するため、毎年度、目標の達成状況を検証した上で、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。</p> <p>なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。</p>	<p>目標の設定</p> <p>20歳から39歳の新規加入者2,700人の確保を目指し都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組み、20歳から39歳の基幹的農業従事者(平成22年農林業センサス95,191人)に対する同年齢層の被保険者の割合を平成25年度中に、平成24年度末の14.4(見込み)から平成25年度末に1.1ポイント増加させます。</p>	<p>平成24年度末の20歳から39歳の基幹的農業従事者(平成22年農林業センサス95,191人)に対する同年齢層の被保険者数は13,377人で、その割合は14.05%であった。</p> <p>平成25年度末の20歳から39歳の基幹的農業従事者(農業構造動態調査82.6千人(平成26年2月1日現在))に対する同年齢層の被保険者数は14,011人で、その割合は16.96%となり、2.91ポイント増加した。</p> <p>また、同割合を農業構造動態調査(平成25年2月1日現在86.1千人)ベースで比較すると、平成24年度末15.54%であり、1.42ポイント増加となった。</p> <p>なお、20歳から39歳の新規加入者の2,700人確保に対して、その実績は2,243人となっている。</p>
<p>(2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金という性質を踏まえ、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施</p> <p>① 上記(1)の目標達成に向け、業務受託機関が加入推進に取り組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等の制度の説明を行い、適切な働きかけを行う。</p> <p>③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証する。</p> <p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施</p> <p>① 上記(1)の加入推進目標の達成に向け、「平成25年度における農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確化にします。また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者等が集う機会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、適切な働きかけを行います。</p> <p>③ 効果的な加入推進を図る観点から、前年度(平成24年度)の新規加入者に対するアンケートを実施し、当該新規加入者に係る営農類型等の基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証します。</p> <p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員(加入推進部長)や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、政策支援等の制度の内容についての理解の増進を図るとともに、意見交換等を通じ加入推進活動の活発化を図ります。</p>	<p>(2)、(3) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施等</p> <p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施</p> <p>① 政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確化した「平成25年度における農業者年金の加入推進取組方針」を4月1日付けで業務受託機関あてに発出した。</p> <p>また既述のとおり、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取り組みの徹底を図った。</p> <p>② 都道府県受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、適切な働きかけを行った。</p> <p>また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。</p> <p>③ 平成24年度の新規加入者にアンケート調査を実施し、保険料の負担や旧制度への不信感等の加入推進上の課題の把握を行うとともに、平成24年度加入推進特別対策の実績報告と併せて分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果の検証を行った。また、新規加入者の営農類型について収集・分析を行った。</p> <p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進</p> <p>① 7月から11月まで、都道府県業務受託機関との共催により、加入推進部長、女性農業委員等を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基金の役職員による農業者年金制度の説明 ○都道府県段階の業務受託機関が行う平成25年度取組方針の発表 ○参加者全員によるグループディスカッション等を内容とする加入推進特別研修会を全国48会場で開催した。 <p>② 「加入推進用ハンドブック」を分かり易く見直すとともに、効果的な加入推進活動の事例及び他の年金制度との比較を掲載した「加入推進用ハンドブック別冊」を作成し、「加入推進特別研修会」等において活用した。</p>

		<p>② 農業者年金制度の仕組みの解説、効果的な加入推進活動の事例等を掲載した「加入推進用ハンドブック」の見直しを行い、「加入推進特別研修会」等において活用します。</p>	
<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成24年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証します。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 22都府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等に基金役職員を派遣し、関係者との巡回意見交換会等を行った。 特別重点都道府県の新規加入者数(39歳以下)は、対前年比1.28倍(471人/368人)となり、全国1.11倍(2,243人/2,013人)を上回った。</p>
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務受託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。 ② 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供する。</p>	<p>(5) ホームページによる制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。 ② また、業務受託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p>(5) ホームページによる制度の内容、情報の提供 ① 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材や、現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、青年農業者向け(政策支援内容を説明したもの)、40歳超の農業者向け(全額社会保険料控除を説明したもの)のリーフレットを作成・提供するとともにホームページで公表した。 ② また、業務受託機関担当者向けに加入推進の取組事例についてホームページに掲載するとともに、上述のリーフレットとあわせてダウンロードにより、随時提供できるようにした。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>
<p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。</p>	<p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p>	<p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。</p>	<p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収 全ての貸付金債権について、平成24年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。 2 担保物件の確認、評価見直し また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、全て評価の見直しを行った。</p>
<p>2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に</p>	<p>2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営</p>		<p>運営費交付金債務残高については、実績がなかった。</p>

行うものとする。	費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。																						
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、 収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画																				
	別紙	別紙	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲）</p> <p>(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3.1%削減とし、実績で9.5%の削減となった。 事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で6.1%減とし、その範囲内で委託業務の効果的な推進を行い、実績で8.8%となった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1537 621 2166 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24予算</th> <th>H25予算</th> <th>削減率</th> <th>H25実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>688,311</td> <td>666,991</td> <td>△ 3.1</td> <td>623,155</td> <td>△ 9.5</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,031,819</td> <td>1,908,828</td> <td>△ 6.1</td> <td>1,853,337</td> <td>△ 8.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費の削減等 人件費の削減については、国に準じ、退職手当支給水準の引下げ、55歳超職員の昇給抑制等の取組を行い、適切に対応した。</p> <p>予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。</p>		H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率	一般管理費	688,311	666,991	△ 3.1	623,155	△ 9.5	事業費	2,031,819	1,908,828	△ 6.1	1,853,337	△ 8.8		
	H24予算	H25予算	削減率	H25実績	削減率																		
一般管理費	688,311	666,991	△ 3.1	623,155	△ 9.5																		
事業費	2,031,819	1,908,828	△ 6.1	1,853,337	△ 8.8																		
	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額																				
	<p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円とします。</p>	<p>短期借入金については、実績がなかった。</p>																				
第5 その他業務運営に関する重要事項																							
<p>独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期での借入れを図る。</p>			<p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1504 1539 2374 1829"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率 (平均利率)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25. 8. 7</td> <td>西京信用金庫ほか24行庫</td> <td>23,500</td> <td>0.241%</td> <td>H30. 8. 6</td> </tr> <tr> <td>H25. 11. 6</td> <td>沖縄海邦銀行ほか39行庫</td> <td>29,100</td> <td>0.191%</td> <td>H30. 11. 5</td> </tr> <tr> <td>H26. 2. 6</td> <td>京都中央信用金庫ほか27行庫</td> <td>29,900</td> <td>0.192%</td> <td>H31. 2. 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 借入利率の決定時点（入札期日）における国債及び政府保証債の金利は、次に掲げるとおりであった。 平成25年7月24日：国債 0.270%、政府保証債 0.289%</p>	借入年月日	借入れの相手方	借入金額	借入利率 (平均利率)	償還期限	H25. 8. 7	西京信用金庫ほか24行庫	23,500	0.241%	H30. 8. 6	H25. 11. 6	沖縄海邦銀行ほか39行庫	29,100	0.191%	H30. 11. 5	H26. 2. 6	京都中央信用金庫ほか27行庫	29,900	0.192%	H31. 2. 5
借入年月日	借入れの相手方	借入金額	借入利率 (平均利率)	償還期限																			
H25. 8. 7	西京信用金庫ほか24行庫	23,500	0.241%	H30. 8. 6																			
H25. 11. 6	沖縄海邦銀行ほか39行庫	29,100	0.191%	H30. 11. 5																			
H26. 2. 6	京都中央信用金庫ほか27行庫	29,900	0.192%	H31. 2. 5																			

平成25年10月24日：国債 0.200%、政府保証債 0.221%
 平成26年1月24日：国債 0.205%、政府保証債 0.223%

			平成25年10月24日：国債 0.200%、政府保証債 0.221% 平成26年1月24日：国債 0.205%、政府保証債 0.223%
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	(1) 職員人事に関する方針 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための研修、また、年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 75人 期末の常勤職員数の見込み 74人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,148百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を75人とし ます。 (参考) 人件費総額見込み 593百万円	(2) 人員に関する指標 計画どおり年度末の常勤職員数を75人とした。
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項（経理課）	
	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む） (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当年度に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。） (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（176百万円）については、平成25年度における旧年金給付費（117,626百万円）、旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。（84,358百万円））及び旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費（132百万円）の一部に充当している。